

## 一般社団法人明専会 ベンチマーク委員会基準

### (目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下「明専会」という。）の定款第62条により、諮問機関として設けるベンチマーク委員会の基本的事項を定める。

### (役割)

第2条 明日を拓く共創コミュニティMeisenを実現するため、各部会・委員会それぞれのベンチマーク作成に協力し、各部会・委員会の円滑な活動と目標達成の支援を行う。

- 2 各部会・委員会に協力して、それぞれのベンチマークの状況をフォローし、目標達成のための支援を行う。

### (構成)

第3条 本委員会の委員は、理事により以下のとおり構成される。

- (1) 委員長 : 1名
- (2) 委員 : 必要数
- (3) 事務局 : 1名以上

### (選任)

第4条 委員は、委員長が選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員長、および委員の任期は、定款第32条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

### (報告)

第6条 委員長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 委員長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

### (会合)

第7条 本委員会は、年1回以上開催する。また委員長は、必要に応じ委員会会合及び他部会との情報交換会を開催するものとする。

### 附則

- 1 この基準は、平成26年5月10日の理事会決議により制定、施行する。
- 2 この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。